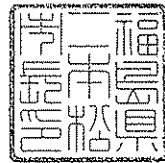


二本松市告示第 66号

二本松市税条例（平成17年条例第68号。以下「条例」という。）第18条の2第1項の規定により、次に掲げる地域に主たる事務所又は事業所を有する法人市民税の納税義務者で、地方税法（昭和25年法律第226号）又は条例に定める申告、申請、請求その他の書類の提出（不服申立てに関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限が平成23年3月11日以降に到来するものについては、その期限を別途告示で定める期日まで延長する。

平成23年 3月30日

二本松市長 三保 恵一



指定地域

青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県